

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

通信販売での定期購入トラブルにご注意ください

通信販売サイトなどで「1回目90%オフ」や「初回実質0円（送料のみ）」といった低価格で広告する一方で、定期購入が条件となっている健康食品や飲料、化粧品に関する相談が多く寄せられています。



低価格を強調する広告は、注文を確定する前の画面で、必要事項をしっかりと確認するようにしましょう。

【最終確認画面のチェックリスト】

- ▼定期購入が条件になっていませんか
- ▼継続回数や購入回数が決まっていますか
- ▼2回目以降の価格はいくらですか
- ▼解約時の返金、返品できる条件、連絡先を確認しましたか

6月1日に改正特定商取引法が施行され、販売事業者などは、取引の基本的な事項を最終確認画面などで明記することが義務付けられました。違反した表示により消費者が誤認して申し込んだ場合は、契約の取り消しができる可能性があります。トラブルを防ぐためにも、最終確認画面を記録しておきましょう。

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料消費生活相談 要予約

とき＝9月1日☎13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝消費生活センター（☎28-9110）

9月は高齢者悪質商法被害防止 共同キャンペーン期間です

市では悪質商法の被害を防ぐため、高齢者への注意喚起と相談の呼びかけを行っています。また、周囲の人々に見守りの大切さを知ってもらうため、啓発用リーフレットを市内公共施設に設置します。高齢者を狙う悪質商法の被害を防ぎましょう。